

〔Ⅳ〕 次の文の(1)～(10)に入れるのに最も適当な語句を、{ }内の(ア)ないし下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。また、問1～問5について、それぞれ答えなさい。

中国という大地に興亡した王朝を、システム(制度)という視点からみると、王朝の命運とともになくなったものもあれば、王朝の興亡と関係なく、それを超越して存続したシステムもあったことに気づかされる。例えば、現在の法に相当する(A)や(B)というものがあつた。特に有名なのは、隋唐時代のそれで、古代日本も使節を派遣してこれらを取り入れた。しかし、その古いものは、秦のそれもあるし、時代が下って明や清の時代にもあつた。江戸時代の荻生徂徠は、明朝の(B)について注釈書を著わしている。古い時代の中国の法には(B)と別に、行政法をさだめた(A)もある。おもしろいことに、唐代の(A)と(B)を輸入した日本では(A)は残っているが(B)は失われ、一方、中国では唐の(B)が残り、(A)が失われている。

中国の歴代王朝は、国家を運営するための収入が必要だつた。有名なのは唐代の(1){ア 兩税法}だ。これは(C)という、成人に達した農民に土地を支給する制度をもとに農民の生活を安定させ、穀物や絹や麻の織物、徭役(労役)を王朝が徴収するシステムだつた。この制度は、戸籍をつくり、戸籍にもとづいておこなわれた。しかし、8世紀になると、その負担にたえかねた農民たちが本籍地から逃亡し、租税や労役の徴収が困難になっていった。さらに8世紀の半ばに(2){ア 黄巢}が反乱をおこし社会が混乱すると、唐朝は戸籍によらず、実際に所有している土地に応じて、税を徴収するあたらしいシステムに切り替えた。780年に実施されたこのシステムは、その後、16世紀の明代まで続くことになる。また、(2)の反乱を契機として、(3){ア 絹}が専売化される。この専売制度は歴代の中国王朝に継承された。

16世紀の中国に銀が大量に流入するようになると、租税徴収システムにも影
D 響をあたえ、明朝は税の納入を銀でおこなうようになった。このため、各種の税や徭役を銀に一本化して納税するシステムに改革した。これが(4){ア 地丁銀制}とよばれるものである。

中国歴代王朝にとって、軍事的に最も重要な懸案事項は、北方の騎馬遊牧民の侵入だった。これに対し、中国王朝と遊牧勢力の境界域の警備に駆り出されたのは農民であり、それも一種の税負担といえる。農民を兵士に徴発する有名なシステムとして、唐朝の(5) {ア} 募兵制}を思いうかべることは容易ではないだろうか。(5)も戸籍にもとづいて農民を兵士に徴発し、都や国境の警備にあたらせたものである。しかし、(1)や(C)の崩壊によってこのシステムも機能しなくなり、新しい方式にかわっていく。そして、この新しい軍事システムによって集められた兵士を指揮するために置かれたのが、(6) {ア} 節度使}である。(2)は3つの(6)を兼任していた。(2)の反乱以降、唐の各地に(6)が置かれ、それらが大きな力を持ちはじめ、それが成長した姿が五代十国につながっていく。

中国王朝の統治の最も根本にある思想は(7) {ア} 仏教}といえるだろう。北魏の太武帝が(8) {ア} 白蓮教}を信仰し保護した例などもあるが、長い中国の歴史からみれば、一時的なものといえるだろう。(7)は春秋時代の末期にあらわれた(9) {ア} 孔子}によってはじめられた学派がもととなって発展したものである。前漢の武帝の時、(10) {ア} 董其昌}の献策によって官学となり、中国の皇帝制度を支える政治思想となっていく。隋の文帝が官吏登用の方法として(E)を廃止して新しい任用システムをはじめたが、その中に(7)は取り込まれていく。南宋の時代に(7)の新しい解釈が登場すると、唐の孔穎達の注釈書で有名な五つの経典にかわって(F)が(7)の主要なテキストとなっていった。

〔語群〕

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| (イ) 韓非子 | (ウ) 安祿山 | (エ) 郷勇 | (オ) 一条鞭法 |
| (カ) 塩 | (キ) 綿 | (ク) 道教 | (ケ) 人頭税 |
| (コ) 天朝田畝制 | (カ) 墨子 | (シ) 募役法 | (ス) 呉広 |
| (セ) 祿教 | (ソ) 総理衙門 | (タ) 市易法 | (チ) 王安石 |
| (ツ) 荀子 | (テ) 景教 | (ト) 都護 | (ナ) 張居正 |
| (ニ) 董仲舒 | (ヌ) 府兵制 | (ネ) 五斗米道 | (ノ) 租調庸制 |
| (ハ) 中書省 | (ヒ) 儒学 | | |